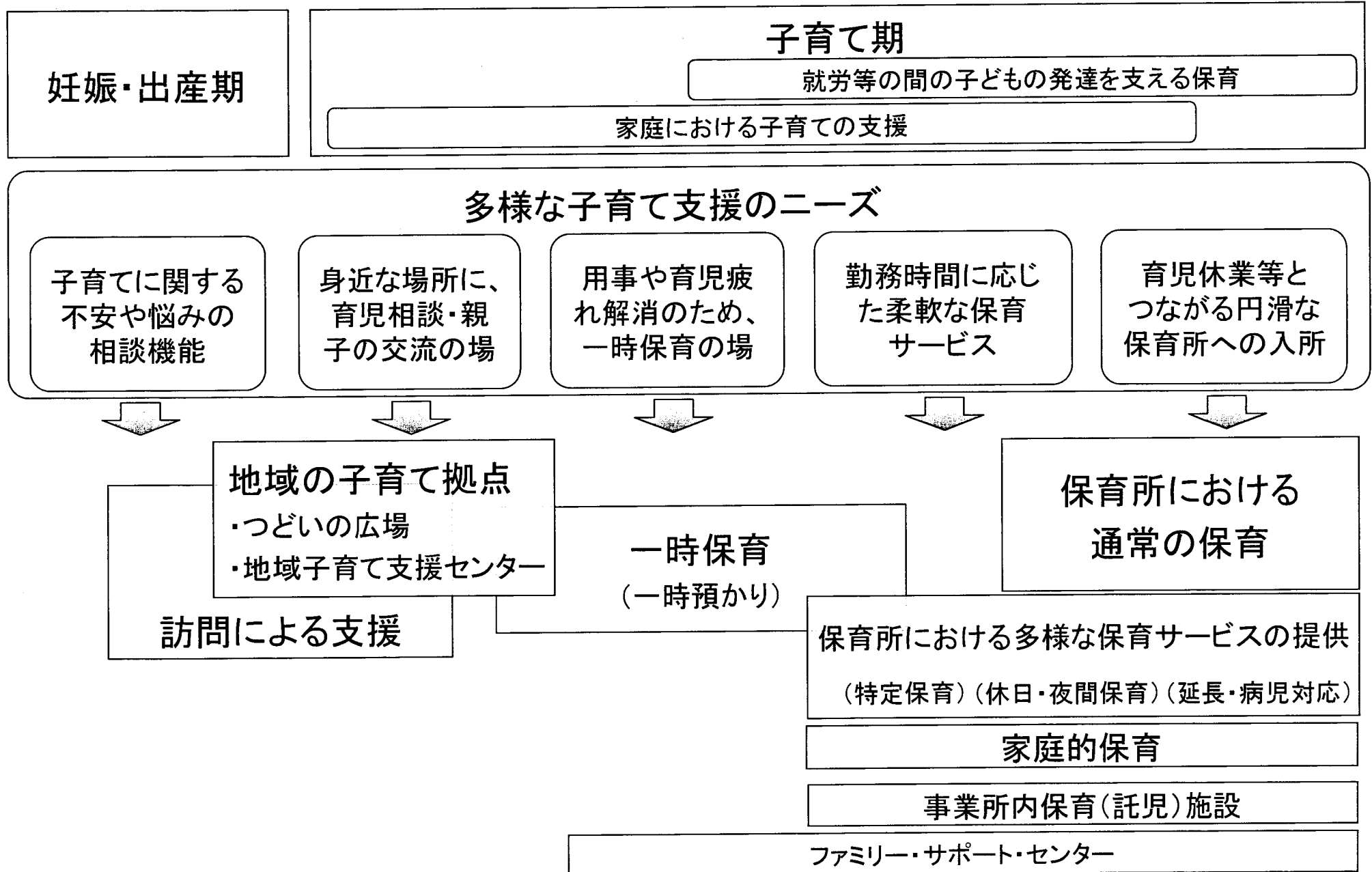


多様な子育て支援サービス

参考資料5-1



地域子育て支援事業の取組の現状

参考資料5-2

《子ども・子育て
応援プラン目標値》

	《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》	《17年度実績》	《子ども・子育て 応援プラン目標値》
全戸訪問	こんにちは 赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う	—	19年度から 事業開始	—
地域子育て支援拠点	地域子育て支援 拠点事業	従来のつどいの広場事業及び地域子育て支援センター事業について、児童館の活用も図り、新たに「ひろば型」「センター型」「児童館型」として19年度より再編。①子育て親子の交流の促進②子育て等に関する相談の実施③子育て支援に関する情報の提供④講習等の実施の4事業をすべて実施	154か所 (つどいの広場)	480か所 (つどいの広場)	6,000か所
			2,782か所 (地域子育て支援センター)	3,149か所 (地域子育て支援センター)	
預かり	一時・特定保育	保護者の急病や育児疲れに伴う一時的な保育、パート就労等に伴う週2,3日など柔軟に利用できる保育の提供	5,534か所	6,219か所	9,500か所
	子育て短期支援事業	親の疾病や出張・残業、冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において、児童の短期的(7日以内)又は夜間の預かりを実施	ショートステイ 364か所 トワイライトステイ 134か所	ショートステイ 485か所 トワイライトステイ 270か所	ショートステイ 870か所 トワイライトステイ 560か所
訪問支援	育児支援 家庭訪問事業	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術支援を実施	96市町村	400市町村	子ども・子育て 応援プランでは 全市町村での 実施を目指す

マイ保育園登録制度

～保育所等を子育て支援の拠点に～

石川県小松市の例

市 町

母子健康手帳に
「育児体験カード」
(兼・登録票)を添付

「一時保育利用券」
を配布
(半日利用・3枚)

費用を一部補助

県

妊娠(出産前)

出産

3歳未満程度まで

「マイ保育園」
登録

気軽に利用

身近な保育所等

情報共有
連携

情報共有
連携

市町保健センター

民生児童委員

- 乳幼児の生活を見学
- 育児体験
(おむつ替え・ミルク授乳
・沐浴・手遊びなど)

子育て支援の
拠点に！

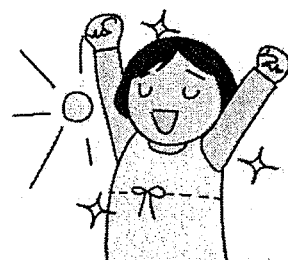
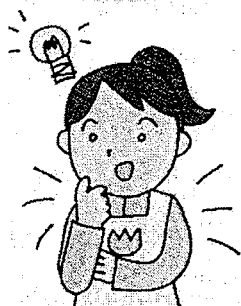
- 一時保育の継続利用
- 保育士等による育児相談
- 専任看護師による健康相談

出産前の
育児不安の軽減

身近に相談相手がある
安心感

「密室育児」解消
虐待予防

リフレッシュで
育児に専念



マイ保育園登録制度について

(1) 目的

核家族化や都市化の進行により、乳幼児とふれあう機会が減少しているため、子育て家庭の育児の負担感・不安感が高まっていると言われている。各地域に設置されている保育所等を身近な子育て支援の拠点と位置付け、保育士等による育児相談や一時保育の利用を通じて、妊娠時から特に3歳未満のすべての子育て家庭の育児不安の解消を図る。

(2) 登録できる者

妊娠し母子健康手帳の交付を受けた者又は出産した者

(3) 登録

登録を希望する者は、市内の保育所の中から希望する保育所を選択し登録を行う。

(4) 事業内容

- ア 育児体験 保育所見学やおむつ交換、授乳、沐浴、離乳食づくりなどの育児体験を行う。
- イ 一時保育 出産時に配布した一時保育利用券（半日利用）3枚による無料での一時保育を実施する。
- ウ 育児支援 育児相談や育児教室を実施する。

(5) 事務

- ア 登録園は、登録の際登録者に対し育児体験カードを交付するとともに、登録者毎のケース記録簿を作成し、体験や指導状況を記録する。
- イ 登録園は、登録者に対して積極的に育児教室など情報提供を行う。
- ウ 市は、登録状況を定期的に確認することとし、未登録者へ勧誘を行う。
- エ 市は、必要に応じて保健師、児童委員等が家庭訪問を行うなど、登録者の状況把握に努めるとともに、関係機関との連絡を密に行う。

☆ 保育園の声

- ・ 気軽に保育園を利用してもらえる。保育園に関心を持ってもらえる。
- ・ 個人情報保護の関係から出生状況がわからない中、登録していただければ何らかの支援ができる。
- ・ 妊婦や0歳児を持つ家庭の状況が把握できる、入園希望に繋がる。
- ・ 産前の利用者が少ない。
- ・ 孤立しがちな家庭には心強い応援の場。毎月マイ保育園広場を開催している。
- ・ 保育園が地域の子育て家庭の身近な存在となるため、地域に働きかけたところ町内の協力を得ることができた。
- ・ 一時保育の増加等、保育士の配置が困難な場合がある。
- ・ 一時保育のみの利用者が多い。入所前の駆け込み利用が多い。
- ・ 登録してもらっただけでなく、一步踏み込んだ取組が大切である。
- ・ 相談に乗りやすく、虐待、ひきこもり予防にも繋がる。

e t c

☆ 利用者の声

- ・ 気兼ねせずに預かってもらえる。
- ・ 子育て支援情報を紹介していただいた。子育てサークルに参加できた。
- ・ いつでも相談や見学することができ安心できる。
- ・ 保育園が企画する会に参加し子育てについて教えてもらい、また親同士の交流ができていろんな体験談や知識を得ることができる。
- ・ 子育てに悩んだときに相談できてよかった。
- ・ 保育園がどんなところか理解でき、かつ親も子を慣れることができる。
- ・ 一時保育で自分の時間を持ちリフレッシュでき、更に子どもがかわいいと思えた。
- ・ 一時保育で兄弟の遠足や授業参観に参加できた。
- ・ 授乳・離乳食の与え方・調理の仕方・おむつの替え方など知ることができた。
- ・ 育児ノイローゼになりかけたが、マイ保育園を利用してほっとした。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議
 「重点戦略の策定に向けての基本的考え方」（中間報告）【抜粋】

Ⅲ 地域・家族の再生分科会の議論の整理

平成 19 年 5 月

1 今後の人口構造の変化と地域・家族をめぐる課題

我が国においては、急速な少子化の進行に歯止めがかからない状況が続いている。本年 1 月に発表された社会保障審議会の人口構造の変化に関する特別部会における議論の整理においては、

- ・ 現在の急速な少子化の進行は決して国民が望んだものではなく、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と実態との乖離が拡大していること
- ・ 今後の人口構造の変化を念頭に置くと、若者、女性、高齢者の就労促進により労働力人口の減少の緩和を図るとともに、これから生まれる子どもの数の減少をできるだけ緩和し、2030 年以降の急速な生産年齢人口の減少をカバーすることが必要であること
- ・ そのためには、仕事と子育ての両立が困難で有配偶女性の労働力率が低いという構造、すなわち就業したいという希望と子どもを生み育てたいという希望の二者択一を迫られる構造を変える必要があること
- ・ 各種の調査結果や研究結果からは、
 - ① 結婚には、家庭生活を送っていく上で必要な経済的基盤や雇用・キャリアの将来の見通し・安定性
 - ② 出産には、子育てしながら就業継続できる見通しや仕事と家庭生活の調和の確保の度合い
 - ③ 特に第 2 子以降の出産には、夫婦間の家事・育児の分担度合いや育児不安の度合い
 の影響が示唆されること

が明らかにされた。

これらの課題について戦略的に取り組むことが必要であり、とりわけ、国民一人ひとりが労働者として仕事上の責任を果たしつつ、生活者として家族生活など個人や家族のライフステージに応じた多様な希望の実現を可能とする「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要である。このような認識のもとで、当分科会の

検討テーマである地域・家族をめぐる課題を考えると、「多様で公正な働き方の選択肢が充実し、結婚や出産・子育てと就労をめぐる様々な選択ができるような環境整備が進められる動きの中で、どのような選択をとったとしても、子どもの成長を育むという家族の機能が果たされるよう、地域が家族を支援する体制を構築すること」と整理できる。

このため、多様な働き方の選択と、結婚や出産・子育てとが、二者択一にならないよう、社会的な制度や地域の子育て支援のサービス基盤を整備していくことが求められる。

また、どのようなライフスタイルを選択していたとしても、家庭における子育てでは、すべての人に共通する営みであるが、これまで家族の役割に委ねられ、これに対する支援の必要性の十分な認識が共有されてきておらず、特に、専業主婦の育児不安が強いままの状態が続いている。地域における人のつながりが希薄化する中で、家庭における子育てを地域が支え、子どもの育ちを保障する体制の構築の必要性も高まっている。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた動きの中では、このような支援の必要性は、専業主婦に限らず、多様な働き方で就労する男性にも、女性にも、共通する課題であり、さらには、企業を含めた地域社会全体での取組が求められる問題である。

さらに、近年、児童虐待が増加しているが、子育ての孤立化の深まりや、子育て家庭を取り巻く経済的な状況の不安定化、様々な障害のある子どもに対する社会的支援の不足等により、家庭における子育て機能が十分に果たせないことによって困難な状況にある子どもや家庭に対する対応も課題となっている。「すべての子ども、すべての家族を応援する」という観点からは、こうした様々な事情により困難な状況にある子どもや家族への支援についても、地域における子育て支援の延長線上の課題として取り組まなければならない。

このように、すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を、子育て中の人もそうでない人も含めて地域全体で支えていくということが、今日の地域・家族をめぐる取り組むべき課題であり、地域における子育て支援の基本的な理念とされなければならない。

2 地域における子育て支援

— 家庭における子育て・親子関係への支援、地域の様々な主体による子育てへの配慮

(1) 地域子育て支援の基本的なメニューの面的な整備

専業主婦（夫）や育児休業中の者、短時間勤務など多様な働き方で就労しながら子どもと関わる時間を持つ者など、個々人が選択するライフスタイル、ライフ

サイクルに合わせて、すべての家庭に共通する家庭における子育て、あるいは親子関係への支援体制を構築することが必要である。

各種の子育て支援事業に関しては、各地方公共団体で次世代育成支援行動計画が策定され、計画的な整備が進められつつあるが、各市町村における整備状況には地域差も大きく、国全体で打ち出されている各種の支援メニューが、個々人の生活圏の単位では必ずしも利用可能な状態にはなっていない。

このため、①すべての子育て家庭に対する「全戸訪問」、②子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」、③専業主婦（夫）や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」、④特に困難な状況を抱える家庭に対する「訪問支援」をはじめとした継続的な支援を、地域子育て支援の基本的なメニューとして位置付け、子育て家庭の生活圏ごとに、面的に整備していくことが必要である。

また、乳幼児期、学童期など各段階に応じた子育て講座を、身近な地域において親の多くが集まる機会を活用して実施するなど、きめ細かな家庭教育への支援が必要である。

(2) 当事者主体の取組の重視

地域の子育て支援を進めていくに当たっては、親の子育て負担の軽減という観点のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られる中で、親の役割の肩代わりではなく、父親・母親がともに協力し、主体的に参画していくことを促すことが重要である。NPO等による特定の課題解決に向けた取組や、自治会等地域の住民組織による子育て支援活動などが展開されつつあるが、このような子どもを育む地域住民のつながりの構築と人材の育成を図り、これらと行政とが協働して子育て支援活動を展開する中で、地域の人々のつながりに支えられ、親が自ら学び育ち、つながりの輪に加わっていくことを基本に置いた「当事者主体」の事業展開を図っていくことが必要である。

(3) 企業活動と子育て支援活動との連携、協働

社会全体で子育てしやすい地域づくりを進めていく上では、働く者が子育てしやすい環境整備や、地域の子育て家庭が利用しやすい商品・サービスの提供、子育て世帯への優遇措置の適用など、企業活動の中に子育て支援の要素を織り込んでいくことが求められる。

一部の地方公共団体では、これらの取組を進める企業に対して、「子育て応援の店」の登録制度を設けたり、入札資格における配慮等が行われているが、このように、地域づくりの中で企業による子育て支援をバックアップする取組を普及していくことが必要である。

あわせて、こうした取組が地域で進められていることが、子育て家庭に情報と

して伝わることが重要であり、一部地方公共団体で取り組まれているように、子育て当事者の参画の下で、「子育て支援サイト」や「子育てマップ」の作成などの方法で、子育て家庭に伝わりやすい形で情報発信することは有効である。

このような取組を各地方公共団体で進める上では、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定プロセスへ、企業やその従業員、子育て中の当事者等が参画するなどの体制を整備することも求められる。

3 多様な働き方を支える保育をはじめとする子育て支援サービス

(1) 内容、量ともに多様で弾力的な3歳未満児の保育サービスの拡充

出産・子育てと就労に関して、多様な選択が可能となる中で、出産の前後を通じて就労を継続する女性の割合は、今後高まっていくことが予想される。有配偶の女性の労働力率が8割程度となっているフランスやスウェーデンでは、認可保育サービスを利用する3歳未満児の割合が4割以上となっており、現在、この割合が2割程度となっている我が国においても、就業継続を希望する者が、質の保障された保育サービスが得られないことによりそれを断念している状況を克服する保育環境の整備が課題となる。

3歳未満児については、育児休業明けでの年度途中入所が必要な場合が多く、また、短時間勤務などの働き方の多様化に対応するためにも、多様で弾力的なサービスの仕組みの検討が必要である。

また、短時間や隔日、夜間帯や休日など、多様な就労時間・就労形態に対応した保育時間の設定や、病児・病後児の対応など、多様なニーズに合った保育サービスの提供も課題である。

このような状況に的確に対応していくためには、保育所による保育サービスの拡充だけでなく、家庭的保育（保育ママ）の充実や、その質を確保し安心して子どもを預けられる仕組みの検討、事業所内保育施設の地域での活用もあわせて進めていくことが必要である。

(2) 3歳以上児の親の就労形態の変化への柔軟な対応

3歳以上児については、保育所・幼稚園を合わせてみれば、量的な整備は進んでおり、一人ひとりの親のライフステージに応じた就労形態の変化に柔軟に対応できるよう、また、地域の子育て支援の拠点としての位置付けを含め、就学前の子どもへのニーズに総合的に対応できる拠点として、「認定こども園」制度の普及を図っていくことが必要である。

(3) 保育の質の確保と幼児教育機能の重視

子どもの育ち（発達）を保障する観点からは、量的な保育サービスの拡充が、保育の質の劣化を招くことのないよう配慮が必要である。また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こうした幼児教育重視の流れの中で、保育所・幼稚園・認定こども園における教育機能の充実を図っていくとともに、小学校との連携を促進することが求められる。

(4) 学齢児の放課後対策

学齢期の放課後対策については、その普及状況を見ると地域差が大きく、放課後児童クラブ、18年度まで実施した地域子ども教室のいずれも行われていない空白市町村も、未だ存在している。また、放課後児童クラブは、主に小学校1～3年生を対象として進められてきたが、高学年期における安全な児童の居場所の確保や、多様な就労時間に対応した開所時間の設定も課題となっている。

さらに、本年度より「放課後子どもプラン」の推進を図ることとしているが、これを展開していく上で、子ども同士の交流や、退職者・高齢者などを活用した地域とのつながりを大切に取る取組も求められている。

こうした実状を踏まえ、全小学校区への「放課後子どもプラン」の普及を図ることにより、幼児期から、高学年期まで円滑に、安全で健やかな活動場所を確保し、多様なニーズに対応した柔軟なサービスを提供していくことが必要である。

(5) 親も責任を持ち主体的に参画するサービス運営

親は単にサービスの受け手という発想ではなく、多様な経験や能力を持つ親の力を活かし、親の意見を活動に組み入れるとともに、親も責任を持って関わり、親同士が共に子どもの育ちの場をつくり出す仲間としてつながり、子どもとの関わりを深められ、親もともに育つようなサービス運営の在り方について検討する必要がある。具体的には、諸外国にみられるファミリー保育のような親仲間が主体となり運営する形態での家庭的保育や、保育所の運営、放課後子どもプラン等学齢児の諸活動に対する主体的な親の参画や、建設的な意見を反映する方策の検討が必要である。

4 困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組強化

— 虐待等により家庭での養育が困難となった子どもたちに対する養護の拡充

(1) 家庭的養護の拡充等の社会的養護の質の向上に向けた取組

児童虐待の増加等に伴う子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、社会的養護の質の向上に向けた見直しが求められている。

このため、社会的養護を必要とする子どもたちを、家庭的な環境で養護してい

くため、里親委託、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進するとともに、子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系のあり方や、治療的ケアを含めた施設機能の強化、家庭支援を含め地域全体で子どもを支えるための関係機関間の調整と役割分担による対応など地域ネットワークの確立について、検討していくことが必要である。

また、児童養護施設に入所している子どもの高校卒業後の進学率が低いこと等の実状を踏まえ、就労や進学への支援や施設退所後の支援など年長児の自立支援のための取組の拡充を図っていくことが求められる。

また、支援の質の向上を図るため、社会的養護を担う人材とその専門性を確保するための仕組みを検討していくことが必要である。

(2) 子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた対策

施設内虐待が相次いでいるが、子どもの権利を守るべき機関において、権利の侵害が起こることは許されるものではない。この防止等を図るため、再発防止に有効な仕組みの導入や、第三者評価の充実、子どもが意見を表明する機会の担保等、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みを検討する必要がある。

(3) 社会的養護体制の拡充方策

社会的養護を必要とする子どもの数の増加や子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、都道府県等において整備目標を含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みを検討する必要がある。

5 安心して生み育てられる産科・小児科医療体制の確保

すべての地域において、子どもを安心して生み育てられるよう、必要な産科・小児科の医療体制を確保するため、医師が集まる拠点病院づくり、周産期医療ネットワークをはじめとした医療機関相互のネットワークの構築等の対策が進められているところであり、引き続き、実効性ある対策を推進していくことが必要である。

6 国民運動の展開

- － 自然に子育ての楽しさや大切さが受け継がれる国民運動の展開

様々なライフスタイルの選択を受け止めた上で、

- ・ 孤立化しがちな今日の中での子育ての大変さを理解し、

- ・ 子どもを育てている人も、育てていない人も含め、社会全体で、生命を次代に伝え育んでいくことや、子どもを慈しみ、守り育てることの大切さについての認識を共有し、
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、家族の中での分担、特に男性の家事・育児分担を進め、家族構成員間の絆をより深め、
- ・ 家族を支える地域の取組を進め、どの程度環境が改善しているのか情報を共有する

国民運動を展開し、自然に子育ての喜びや大切さが、これから子どもを生み育てていく若い世代に、また、子どもたち自身に受け継がれていくことが必要である。

7 まとめ

ここまで述べてきた家庭における子育てを支える地域の子育て支援や、多様な働き方を支える子育て支援サービスの拡充、さらには困難な状況にある子どもや家庭を支える地域の取組の強化については、いずれも、地方公共団体、とりわけ基礎自治体が、個々人の生活圏域において、子育ての当事者や地域住民の参画のもとで、それぞれの地域の実情を踏まえてニーズに responding していくことが求められている。基礎自治体において、このような施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、財源の確保を含めた制度的な枠組みについて、検討していくことが必要である。